

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第206号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第260号）
平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務について犀川辰巳治水ダム（以下「本件ダム」という。）から0.15km地点の測量成果のうち横断測量野帳計算書が含まれていないが、測量していないのであれば、その理由のわかる公文書、測量しているのであれば、その計算書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H27. 7. 15 公開請求	(4) H30. 1. 31 諒問
(2) H27. 7. 29 公開決定	(5) H30. 8. 9 答申
(3) H27. 8. 20 異議申立て	
- 5 諒問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件ダムから0.15km地点の横断測量の成果はCADデータとして電子納品されているが、横断図がある以上他の断面と同様に測量成果としての測量野帳計算書がないわけがなく、もし、この地点の横断測量をしていないのであれば、地形が大きく変わった地点について測量しなかったことになり、その旨の打ち合わせが実施された際の文書があるはずであると主張している。</p> <p>当審査会が当該業務に係る横断測量の測量範囲を示した等高線図を見分したところ、実施機関からは、護岸工事により地形が改変されたところは、左岸の法面部分であり、指摘のあった0.10kmと0.20kmの間は、河道がまっすぐ伸びているところであるとの説明を受けた。当審査会が指摘を受けた地点について当該業務に係る測量を行う直前の工事中及び工事完了後の写真を見分したが、工事完了後の写真では、0.15km地点の左岸の法面の勾配は、0.10km地点と0.20km地点と同じような勾配となっていることが確認できることから、0.10kmと0.20km地点で横断測量を実施すれば、0.15km地点の横断測量を実施しなくとも貯水容量算出結果に著しい影響が生じないと考え、0.15km地点の横断測量は実施していないとした実施機関の説明に不自然な点は見られない。</p> <p>また、当審査会で当該業務の仕様書を見分したところ、成果品について横断測量を測量しない箇所の理由を求める旨の記述が見当たらないことから、異議申立人が公開を求める測量をしていない理由のわかる文書が存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第206号

答 申 書

平成30年8月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年7月15日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務について犀川辰巳治水ダム（以下「本件ダム」という。）から0.15km地点の測量成果のうち横断測量野帳計算書が含まれていないが、測量していないのであれば、その理由のわかる公文書、測量しているのであれば、その計算書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年7月29日に存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年8月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成30年1月31日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件ダムから0.15km地点の横断測量の成果はCADデータとして電子納品されてい

る。しかし、その根拠となる測量野帳計算書が無いので、請求したものである。横断図がある以上他の断面と同様に測量成果としての測量野帳計算書がないわけがない。

もし、この地点の横断測量をしていないのであれば、地形が大きく変わった地点について測量をしなかったことになり、その旨の打合せが実施されたはずである。よってその理由等のわかる文書は必ずあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該業務における横断測量及び標高測量は、貯水池の地形図を修正するとともに、貯水容量の再計算を行うため、本件ダムの堤体から上流約2km区間で、前回の定期横断測量（平成18年実施）以降、試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所及び定期横断測量以降に工事により地形が改変された箇所で実施した。

今回の横断測量では、貯水容量算出に影響を及ぼす箇所を県と請負業者が協議の上で選定し実施しており、0.10km地点と0.20km地点で横断測量を実施すれば、0.15km地点の横断測量を実施しなくても貯水容量算出結果に著しい影響が生じないと考えたことから、0.15km地点の横断測量は実施していない。

また、仕様書では、成果品として横断測量を実施していない箇所の理由を求めていないことから、異議申立人が公開を求める公文書は存在しない。

なお、今回の異議申立人が指摘する0.15km地点の横断図については、既存の横断図が0.10km地点と0.15km地点を合わせて1枚の図面に並べて作成されており、今回の成果品においても、横断測量を実施した0.10kmの横断図と既存の0.15kmの横断図を1枚の図面に並べて作成したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務について本件ダムから0.15km地点の測量成果のうち横断測量野帳計算書が含まれていないが、測量していないのであれば、その理由のわかる公文書、測量しているのであれば、その計算書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件ダムから 0.15 km 地点の横断測量の成果は CAD データとして電子納品されているが、横断図がある以上他の断面と同様に測量成果としての測量野帳計算書がないわけがなく、もし、この地点の横断測量をしていないのであれば、地形が大きく変わった地点について測量をしなかったことになり、その旨の打合せが実施された際の文書があるはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

当審査会が当該業務に係る横断測量の測量範囲を示した等高線図を見分したところ、実施機関からは、護岸工事により地形が改変されたところは、左岸の法面部分であり、指摘のあった 0.10 km と 0.20 km の間は、河道がまっすぐ伸びているところであるとの説明を受けた。当審査会が指摘のあった地点について当該業務に係る測量を行う直前の工事中及び工事完了後の写真を見分したが、工事完了後の写真では、0.15 km 地点の左岸の法面の勾配は、0.10 km 地点と 0.20 km 地点と同じような勾配となっていることが確認できることから、0.10 km 地点と 0.20 km 地点で横断測量を実施すれば、0.15 km 地点の横断測量を実施しなくとも貯水容量算出結果に著しい影響が生じないと考え、0.15 km 地点の横断測量は実施していないとした実施機関の説明に不自然な点はみられない。

また、当審査会で当該業務の仕様書を見分したところ、成果品について横断測量を測量しない箇所の理由を求める旨の記述が見当たらないことから、異議申立人が公開を求める測量をしていない理由のわかる文書が存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで約 2 年 5 カ月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

第 6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 30 年 1 月 30 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 260 号)
平成 30 年 2 月 9 日	○ 実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 30 年 2 月 27 日	○ 異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成 30 年 3 月 22 日 (第 290 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 30 年 4 月 26 日 (第 291 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 30 年 5 月 24 日 (第 292 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 30 年 6 月 28 日 (第 293 回審査会)	○ 事案の審議を行った。